

5月は消費者月間 津市消費生活センターに相談を

問い合わせ 市民交流課 ☎229-3252 FAX 227-8070

一人ですみずお気軽に

津市消費生活センターでは、津市に在住・在勤・在学の消費者を対象に、資格を持った相談員が消費生活に関する相談に応じます。どんな解決方法があるかを一緒に考え、どう交渉したらよいかを助言する身近な相談窓口です。もし、悪質商法や商品事故など消費者トラブルに遭ったときには、一人で悩まず、津市消費生活センターに相談しましょう。

過去3年間の相談件数と相談内容

年度	相談件数	主な相談内容
令和2年度	1,223件	インターネットサイトの架空請求・不当請求、インターネット回線契約、情報商材、健康食品・化粧品などの定期購入、点検商法などの相談
令和3年度	1,201件	
令和4年度	1,305件	

津市消費生活センター

電話番号 229-3313

相談日 月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く)

受付時間 9時～12時、13時～16時

場所 市民交流課内(市本庁舎3階)



市役所職員をかたった還付金詐欺にご注意ください

電話で、津市役所の「保険課」「介護課」などの部署をかたって「健康保険料の還付のため」等の理由で、銀行の口座番号、キャッシュカードの暗証番号、預金残高などを聞き出す事案が発生しています。不審な電話があった場合には以下の点にご注意ください。

- 市職員が保険料の還付のために電話で口座番号、キャッシュカードの暗証番号、預金残高を問い合わせることはありません。
- 市職員が還付金の受け取り方法を電話で誘導したり、現金自動預払機(ATM)の操作を誘導したりすることはありません。
- 市職員が納税のために金融機関の口座を指定し、振り込みを求めることはありません。

少しでもおかしいと思ったら、警察署に連絡しましょう。

津警察署 ☎・FAX 213-0110

津南警察署 ☎・FAX 254-0110



出前講座をご利用ください

津市消費生活センターでは、消費者啓発の一環として出前講座を無料で開催しています。市職員と消費生活相談員が出向き、パンフレットや映像を交えながら、悪質商法全般について市民の皆さんに分かりやすくお話しします。

申し込み 市民交流課へ



出前講座の様子